

廿日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途市長が定める期限までに空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び廿日市市税（以下「国税等」という。）の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社又はこれらの法人等により構成する企業体であること。
- (2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から別途市長が定める期間を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により現に公表が行われている者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、市が求める業務であること。

(6) 申請者が、市が求める業務を行うことについて市長に認められていること。

(7) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(10) 申請者が、国税等を滞納していないこと。

(11) その他別途市長が定める指定の条件を満たしていること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第2号）により、指定しない場合は空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（指定の更新）

第4条 支援法人は、前条第2項の規定による指定の有効期間後に引き続き指定を受けようとする場合においては、別途市長が定める期限までに指定の更新申請をしなければならない。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、当該業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第 23 条第 1 項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第 7 条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅延なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第 8 条 市長は、法第 25 条第 2 項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第 9 条 市長は、法第 25 条第 3 項の規定により、支援法人が法第 25 条第 2 項の規定による命令に違反したときのほか、第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第 3 条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第 7 号）により当該支援法人に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による指定を取消したときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。